

第 60 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
 受付開始 午前9時

開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号
 東京ガーデンパレス 3F 「白鳳」
 （末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照下さい。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

目 次

第60回定時株主総会招集ご通知……………	2
株主総会参考書類……………	6
事業報告……………	14
連結計算書類等……………	33
計算書類等……………	38

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いています。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、極力、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

**議決権行使期限：2021年6月24日（木曜日）
 午後5時45分まで**

JFEコンテナグループ 中期経営計画（2021～2024年度）

1 経営ビジョン

常に時代に先んじ、世界最高の技術をもって顧客の夢を実現し、持続可能な社会の実現に資する革新的技術・製造プロセスならびに新商品の開発を通じて、安全・健康で豊かな社会づくりに貢献する「産業容器の開拓者」で、会社と社員がともに自由闊達にして活気あふれる「業界のリーディングカンパニー」であり続けます。

2 10年後のありたい姿

国内ドラム事業	需要の漸減を想定しますが、最新鋭工場建設等による革新的な生産性向上、品質向上で競争力を強化し、これまで以上の収益力を確保します。
中国ドラム事業	華東地区の事業基盤の再構築により強化された競争力を活かし、成長が見込まれる市場のニーズに対応して安定した収益力を維持します。
高圧ガス容器事業	拡大する水素関連需要を着実に捉え、相応のシェア確保による販売量の拡充で収益力の向上を図ります。

上記を通じてカーボンニュートラルを指向し、持続可能な社会実現に貢献する業界のリーディングカンパニーであり続けます。

連結経常利益30億円超を安定的に上げられる会社を目指します。

3 経営課題（戦略目標）

- ① 持続可能な社会の実現への貢献 ～脱炭素・水素社会実現を目指して～
- ② 変動する経営環境の中での収益性の確保と持続的成長
- ③ 従業員が前向きに明るく働ける環境作り

4 業績目標

	2020年度	中期経営計画 (2024年度目標)	10年後のありたい姿 (2030年度)
①ドラム缶販売数量	8,816千缶	10,000千缶	経常利益 30億円超
②売上高	275億円	300億円	
③経常利益	24.4億円	27.0億円	

5 配当方針

当社は株主の皆様に対する利益還元的重要性と成長戦略実行のための内部留保の確保とを総合的に判断して安定的に配当を実施していく方針であります。配当額の算定に当たっては配当性向30%程度を参考にいたします。

株 主 各 位

証券コード 5907

2021年6月7日

東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号

JFE コンテナ 株式会社

代表取締役社長 那須 七信

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、可能な限り当日のご来場を見合わせていただき、後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、4ページ～5ページの「議決権行使についてのご案内」に従って、2021年6月24日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時45分）までに書面（郵送）又はインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場される場合、株主様同士のお席の適切な間隔を確保するため、入場者数を制限して入場をお断りすることがありますので、あらかじめご承知おき下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都文京区湯島一丁目7番5号 東京ガーデンパレス 3F「白鳳」 (末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照下さい。)
3 目的事項	報告事項 1. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第60期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 取締役報酬額改定の件 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、当社ホームページ（<https://www.jfecon.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には含まれておりません。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、法令の定めにより当社ホームページ（<https://www.jfecon.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.jfecon.jp/>)

新型コロナウイルス感染症への対策について

当社第60回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の対応についてご案内いたします。

<株主様へお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況が続いておりますので、株主様におかれましては、株主総会へのご来場は控えていただき、書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使は、4ページから5ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、可能な限り書面（郵送）又はインターネットでの事前行使をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・当社役員及びスタッフは、マスクを着用し、会場入口にはアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付前に非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行います。満席となりました場合は、議場への入場を制限させていただくことがございます。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮する予定です。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス<https://www.jfecon.jp/>）にてお知らせいたします。

<ご質問の受付>

- ・株主総会当日の会場にてご質問いただくことの代替措置として、株主総会の議案等の目的事項に関するご質問を郵送又は電子メールにて受け付けております。
- ・株主番号・株主名を明記の上、以下の宛先までお送り下さい。

【郵送】〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町1-5-15

J F E コンテナ(株)総務部株主総会窓口

【電子メール】 2021soukai@jfecon.jp

【質問期限】 2021年6月18日（金曜日）午後5時45分到着分まで

- ・ご質問のうち、株主の皆様のご関心の高い事項につきましては、後日、当社ホームページにて取り上げさせていただく予定ですが、個別のご回答は致しかねますので、あらかじめご了承下さい。



議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、株主総会へのご出席によるほか、下記の2つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月24日（木曜日）
午後5時45分入力完了分まで

※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

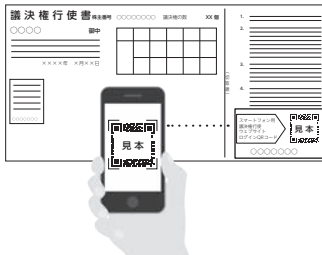
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

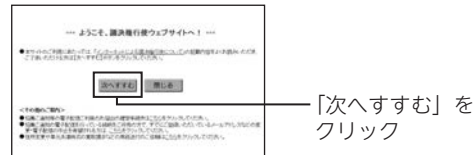
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

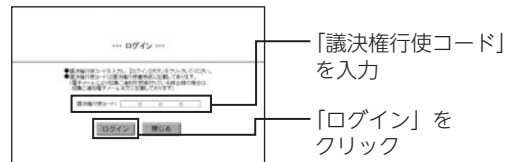
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

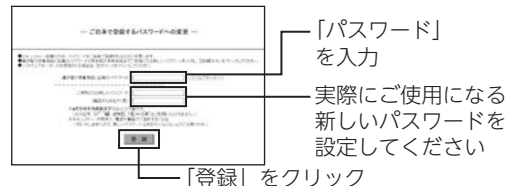
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当は、安定的な配当を念頭におきつつ、株主の皆様に対する利益還元的重要性と、成長戦略実行のための内部留保の確保とを総合的に判断することを基本方針としております。

第60期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金75円、総額214,738,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2020年4月1日付でガバナンス体制を見直し、執行役員制度を導入したことに伴い取締役の員数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>18</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名全員の任期が満了いたします。あらためて取締役6名の選任をお願いするものであり、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式 の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> な す しち のぶ 那 須 七 信 (1957年4月4日生)	<p>1982年4月 川崎製鉄株式会社入社 2008年4月 J F E スチール株式会社大阪支社大阪厚板・鋼管営業部長 2010年4月 同社大阪支社長 2011年4月 同社建材センター建材営業部長 2013年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社専務執行役員 2019年4月 当社常勤顧問 2019年6月 当社代表取締役社長〈現任〉</p> <p>(執行役員の担当) C E O</p> <p>(重要な兼職の状況) 杰富意金属容器(上海)有限公司董事長 杰富意金属容器(浙江)有限公司董事長 杰富意金属容器(江蘇)有限公司董事長 杰富意金属容器(重慶)有限公司董事長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 那須七信氏は、親会社であるJ F E スチール株式会社の元専務執行役員として業務執行のトップを担い、同社において自動車用鋼板・建材営業部門を長きにわたり経験し、特に建材営業部門では同社の建材センター長として販売・技術一体の組織を担当してきた実績を有しております。また、業界団体においては日本鉄鋼連盟建設企画委員長を務めるなど、これまで豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましては2019年6月より代表取締役を務めており、2020年4月からはコーポレートガバナンスの強化の一環として執行役員制を導入し、取締役会における経営の監督機能と業務執行機能を分離する体制を整備するなど引き続き当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	267株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">よし だ なお と 吉 田 直 人 (1959年11月25日生)</p>	<p>1983年 4月 日本鋼管株式会社入社 2008年 4月 J F E スチール株式会社マニラ事務所長 2011年 4月 同社プロジェクト営業部主任部員 2012年 4月 同社厚板・形鋼輸出部長 2014年 4月 当社大阪ドラム営業部長 (参与) 2015年 6月 当社取締役 2020年 4月 当社取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(執行役員の担当) 業務本部長、経営戦略室担当、営業本部支援</p> <p>(取締役候補者とした理由) 吉田直人氏は、親会社のJ F E スチール株式会社では営業部門を幅広く経験し、当社においては国内ドラム営業部門の責任者を務めるなど、営業部門に関する経験・実績・見識を有しており、ドラム事業の質的成長、成長戦略の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	573株
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">き はら みき と 木 原 幹 人 (1961年3月10日生)</p>	<p>1984年 4月 日本鋼管株式会社入社 2009年 4月 J F E スチール株式会社東日本製鉄所 (京浜地区) 冷延部長 2014年 4月 同社東日本製鉄所 (千葉地区) 第2冷延部長 2015年 4月 当社常務取締役付 (参与) 2015年 6月 当社取締役 2020年 4月 当社取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(執行役員の担当) 技術・生産本部長 (技術部)、中国事業本部支援</p> <p>(取締役候補者とした理由) 木原幹人氏は、親会社であるJ F E スチール株式会社において長く鉄鋼技術者として携わってきた実績を有しており、当社においては技術部門の責任者を務めるなど、革新的プロセス技術の開発をはじめとするドラム事業の質的成長に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	573株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> 村上伸二 <small>むら かしん じ</small> (1960年5月22日生)	<p>1984年4月 日本鋼管株式会社入社 2003年4月 JFEスチール株式会社経理部計画室主任部員 2004年12月 当社企画部 2008年3月 当社企画部長 2015年4月 当社企画部長(参与) 2019年6月 当社取締役 2020年4月 当社取締役執行役員(現任)</p> <p>(執行役員の担当) 企画本部長、中国事業本部支援</p> <p>(取締役候補者とした理由) 村上伸二氏は、親会社であるJFEスチール株式会社では本社・製鉄所の企画・管理部門を幅広く経験し、当社において、長年企画部長を務め経営企画及び経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進及びリスクマネジメントの強化、企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	267株
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> 尾関政達 <small>お ぜき まさ たつ</small> (1957年10月28日生)	<p>1981年4月 日本銀行入行 2004年6月 同行鹿児島支店長 2007年3月 預金保険機構(預金保険機構審議役)出向 2008年10月 日本銀行政策委員会室参事役 2010年7月 同システム情報局審議役兼決済機構局審議役兼金融市場局審議役兼業務局審議役 2011年5月 同福岡支店長 2013年5月 あおぞら銀行常務執行役員 2016年7月 同専務執行役員 2018年6月 GMOあおぞらネット銀行取締役(社外)(現任) 2018年7月 明治安田生命保険相互会社顧問 2020年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 尾関政達氏は、長年にわたる日本銀行および大手金融機関における勤務経験により、金融業界やITシステム分野における知見等を有されており、引き続き当該知見を活かして特に財務政策やITシステム政策について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。</p>	35株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立</div> ふじもと まん たろう 藤本万太郎 (1953年1月2日生)	1975年4月 新日本理化株式会社入社 2003年6月 同社取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社代表取締役 社長執行役員 2020年6月 同社代表取締役 会長執行役員(現任) (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤本万太郎氏は、企業経営者として培われた豊富な知識・経験に加え、長きにわたり営業、経営企画、管理部門に携わってきた実績を有されており、当該知見、実績を活かして、特に経営方針、営業政策について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。	0株

- (注) 1. 当社は、那須七信氏が董事長である杰富意金属容器(浙江)有限公司及び杰富意金属容器(重慶)有限公司に対する借入債務の保証を行っております。なお、上記2社はいずれも当社の事業の部類に属する鋼製ドラム缶の製造・販売の事業を営んでおります。
2. 上記のほか取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 尾関政達、藤本万太郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、尾関政達氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、本総会において同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は藤本万太郎氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。
6. 尾関政達氏は、現在、社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 藤本万太郎氏の選任が承認された場合は、社外取締役としてその期待される役割が十分に発揮されるよう、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2021年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
9. 尾関政達氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。

第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役今井賢一郎氏および原 守良氏の任期が満了し、監査役宮城順一氏が辞任いたしますので、あらためて監査役3名の選任をお願いするものであり、監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いま い けん いち ろう 今井 賢一郎 (1960年1月24日生)	1983年4月 日本鋼管株式会社入社 2006年11月 J F E スチール株式会社物流総括部輸出出荷室長 2008年4月 当社総務部長兼内部監査室長 2012年6月 当社総務部長兼内部監査室長兼海外事業推進部長 2013年4月 当社総務部長兼内部監査室長兼高圧ガス容器事業部付 2017年6月 当社常勤監査役〈現任〉 (監査役候補者とした理由) 今井賢一郎氏は、親会社のJ F E スチール株式会社で人事・広報・海外営業企画・海外物流部門を経験し、当社では総務部長・内部監査室長を務めるなど、人事・総務・海外事業・営業・内部監査に関わる職務を通じて豊富な経験・実績・見識を有しており、また2017年からは当社監査役として客観的立場で当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。	653株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> すず き ひで なり 鈴木 秀成 (1969年7月14日生)	1993年4月 川崎製鉄株式会社入社 2010年4月 J F E スチール株式会社電磁鋼板営業部電磁鋼板輸出室主任部員 2015年4月 同社薄板輸出部第3薄板輸出室長 2017年4月 同社薄板輸出部第1薄板輸出室長 2019年4月 同社薄板輸出部第2薄板輸出室長 2021年4月 同社薄板輸出部長〈現任〉 (監査役候補者とした理由) 鈴木秀成氏は、親会社のJ F E スチール株式会社において主に国内および輸出営業の任務を通じて、営業・海外事業に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社ならびにグループ会社における経営の健全性の維持・向上にむけ、監査役に適任であると判断し、監査役候補者としております。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 新任 社外 独立 </div> <p>おおがみゆきのり 大神行徳 (1962年4月3日生)</p>	<p>1987年4月 日本鋼管株式会社入社 1996年3月 同社退職 2002年4月 公認会計士登録 2003年2月 税理士登録 2009年7月 税理士法人レクス会計事務所代表者社員〈現任〉 レクスコンサルティング株式会社取締役〈現任〉 2017年11月 レクス監査法人代表社員〈現任〉</p> <p>(社外監査役候補者とした理由) 大神行徳氏は、公認会計士および税理士として企業の会計・税務に精通かつ相当程度の知見を有しており公正中立的な立場から取締役の監視とともに、提言・助言をいただけると判断したことから、社外監査役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大神行徳氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は大神行徳氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。
4. 監査役候補者の選任が承認された場合は、監査役としてその期待される役割が十分に発揮されるよう、当社は各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度として限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の概要は、本招集ご通知株主総会参考書類10ページ(注8)に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

現在の取締役報酬額は、2003年6月27日開催の第42回定時株主総会において、月額2,000万円以内にご承認をいただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、取締役の員数に変更されることから、報酬枠を月額1,000万円以内（ただし、従来どおりこの額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない。）とすることをご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は26ページに記載のとおりであります。

また、「本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名のうち4名（社外取締役2名を除きます。）、監査役4名のうち常勤監査役1名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額12,450千円、監査役賞与総額2,170千円を支給したいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

なお、各取締役及び監査役に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については、監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

[ドラム事業]

当期における日本経済は、世界的なコロナ禍の影響で大幅に悪化した後、第一波の収束による緊急事態宣言の解除、政府の緊急経済対策やワクチンの早期普及への期待等から後半にかけて持ち直しました。ただ年度末にかけても感染者の増加が再燃しており、完全な収束には暫く時間が掛かるものと思われ、先行きに不透明感を残しています。これを受け当社の主要な需要家である化学・石油業界も、急激な減産に見舞われた後に回復に向かい、当社の事業分野である産業用容器業界の全国200リットル新缶ドラム缶の販売実績は、12月以降には前年同月を若干上回るどころまで回復しました。ただし、通年では前半の落込みが大きく12,824千缶(前期比5.4%減)となりました(4-12月では前期比9.3%減)。

一方、当社が国内と並んで事業展開している中国においても、同様に後半は景気回復が見られましたが、当期に計上されるのはロックダウンが実施されて落込みの最も激しかった時期を含んだ2020年1-12月となることもあり、事業環境は日本に比べても厳しいものとなっています。

またドラム缶の主要な材料となる鋼材の需給が第3四半期から逼迫して鋼材価格が中国、日本国内ともに大幅かつ急激に高騰しています。2021年4月以降もこの傾向は益々激しくなっており、これが大きなコストアップ要因となって収益を圧迫し始めています。

上述の事業環境の悪化を受けて、当社の売上数量は国内、中国とも大幅に落ち込み、2014年3月期以来の9百万缶割れとなる8,816千缶(前期比8.6%減)となり、売上高もこの販売数量減を主に272億73百万円(前期比21億29百万円減、7.2%減)となりました。

経常利益については、国内、中国ともに大幅な数量減を余儀なくされたことに加えて、後半には鋼材価格高騰の影響も出始めており、後述の収益改善を行いました。経常利益は25億39百万円(前期比1億19百万円減、4.5%減)となりました。

[高圧ガス容器事業]

コロナ禍の影響、緊急事態宣言による外出自粛で在宅医療用酸素容器的需要が急減したこと等

により、売上高は1億94百万円(前期比1億62百万円減、45.6%減)となり、経常損失は前期から若干縮小はしましたが1億87百万円となりました。

〔連結業績の状況〕

以上の各セグメントを合わせた2021年3月期の当社の連結業績は、売上高が274億67百万円(前期比22億92百万円減、7.7%減)、経常利益は24億37百万円(前期比70百万円減、2.8%減)となりました。

なお、物流合理化により不要となった資産の売却や保有株式の売却、従業員退職年金制度変更等の特別利益や中国浙江工場での固定資産減損損失があり、親会社株主に帰属する当期純利益は18億31百万円(前期比1億56百万円増、9.3%増)となりました。

浙江工場での固定資産減損損失は、競争力強化のための高付加価値品製造設備の投資に伴い、同工場の固定資産の一部を除却することによるものです。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期において、当社グループは、基盤整備投資を主体にシステム更新、安全・環境対策等の総額6億51百万円の設備投資を実施いたしました。主な設備投資の内容については、基盤整備投資として千葉工場のIT基盤整備、川崎工場の塗装機器更新、基幹システム更新、安全・環境対策として千葉工場のLED照明拡充等です。

なお、当期の資金調達として記載すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

〔経営環境〕

ドラム事業において、当期は世界経済全体がコロナ禍により大きな打撃を受けており、ワクチン接種は始まりましたが現時点では収束は道半ばという状況です。当社が事業を展開している日本国内及び中国においても、ドラム缶需要は後半には回復に向かったとはいえ、通年では大幅な落込みとなりました。第4四半期ではほぼコロナ禍前の水準まで回復しつつありますが、先行きに不透明感があることは否定できません。またドラム缶の主要な材料となる鋼材の市況価格が2020年後半から中国、日本国内ともに急騰し、2021年4月以降も益々激しく上がっており、これが大幅なコストアップ要因となって収益を圧迫し始めています。

中長期的な視点に立つと、国内のドラム缶需要についてはコロナ禍からの回復があったとしても、主要需要分野である化学・石油業界の設備統廃合や海外生産移管を受けて全体の規模は縮小する一方、化学製品の多様化、機能化学品への高度化、医薬品・食品分野等へのシフト等によりドラム缶に求められる機能については多様化・高度化が進展するものと想定しております。

中国ドラム事業については、全体の需要規模としては日本と比較して非常に大きく、中長期的

にも引き続き需要業界の成長が見込まれてドラム缶需要の更なる伸びも期待できる一方、競争者の能力増強で過当競争に陥りやすい構造と認識しています。また産業構造の変化、ニーズの高度化や環境規制の強化等の変化が見られるものとも予想しております。

高圧ガス容器事業において、呼吸器系疾患を患われた方が在宅医療を行われ外出される際に使用される医療用酸素容器については、短期的にはコロナ禍の収束によりある程度の回復は期待できると想定しており、中長期的な需要についても高齢化の進展に伴い拡大が見込まれるものと認識しております。

燃料電池自動車用の水素ステーションに使われる蓄圧器用水素容器については、世界的にも脱炭素・水素社会実現は今後益々求められると考えられることからその需要も益々高まるものと思われまます。

また水素燃料電池ドローン向け容器等についても、軽量で長時間の使用が可能という水素燃料電池の優れた特性を生かして、今後新たな需要の創造が期待できると考えております。

【経営課題】

足元では国内、中国ともにまずコロナ禍からの需要の回復を確実に捉えて、一時的な感染再燃による需要変動等にも柔軟、敏速かつ適切に対応して参ります。また2020年後半から始まった鋼材価格の急騰については、お客様のご理解を頂いて販売価格へ反映していくことが、喫緊の課題と認識し鋭意取り組んでおります。

その上で国内については、前述の需要の多様化・高度化を成長のチャンスと考え、ニーズの変化に即応した新商品開発と成長分野の開拓強化により新たな需要を捉える一方、需要全体の規模縮小による競争激化に対しては、先進技術を取り入れた抜本的な生産設備のリフレッシュ、情報システムの全面的刷新等に本格的に取り組んで参ります。

中国については産業構造の変化、ニーズの高度化や環境規制の強化等の変化に応じた商品の開発・投入を進め、巨大市場の需要を捉えるべく営業機能を強化して拡販活動に注力すると同時に、競争激化を勝ち抜く為に必要な設備投資を行い、最適な生産体制を目指して徹底的なコストダウンを図って行きます。

高圧ガス容器事業において、医療用酸素容器については2019年に稼働した新規製造設備をフルに活用し、コロナ禍からの回復や在宅医療の拡大等により変動する需要を着実に捉えつつ、コストダウンも推進して収益の改善を図ります。

蓄圧器用水素容器については、多様な品揃えでステーション毎の個別のニーズに応えることで建設コストの低減にも寄与し、今後本格的に受注を拡大して、水素ステーションの増加による水素燃料電池自動車の普及を通じて、環境に優しい持続可能な社会の実現に貢献して行きたいと考えております。

また水素燃料電池ドローン向け容器等についても、前述の水素燃料電池の優れた特性を生かして、積極的な需要開拓、拡販活動を行い、脱炭素・水素社会に向けた取組みを進めたいと思います。

以上の収益改善活動を推進して高圧ガス容器事業全体として早期の黒字化を目指して参ります。

【第7次中期経営計画】

① 概要

当社グループは経営ビジョンを踏まえ、10年後のありたい姿を設定し、その実現のためのファーストステップとして2024年までの第7次中期経営計画を策定いたしました。

中期計画策定にあたり、10年後のありたい姿実現のための経営課題(戦略目標)を掲げ、各経営課題について現在の環境を認識した上で必要なアクションを考え、対処すべき個別課題・目標を設定いたしました。

② 経営ビジョン

常に時代に先んじ、世界最高の技術をもって顧客の夢を実現し、持続可能な社会の実現に資する革新的技術・製造プロセスならびに新商品の開発を通じて、安全・健康で豊かな社会づくりに貢献する「産業容器の開拓者」で、会社と社員がともに自由闊達にして活気あふれる「業界のリーディングカンパニー」であり続けます。

③ 10年後のありたい姿

<国内ドラム事業>

需要の漸減を想定しますが、最新鋭工場建設等による革新的な生産性向上、品質向上で競争力を強化し、これまで以上の収益力を確保します。

<中国ドラム事業>

華東地区の事業基盤の再構築により強化された競争力を活かし、成長が見込まれる市場のニーズに対応して安定した収益力を維持します。

<高圧ガス容器事業>

拡大する水素関連需要を着実に捉え、相応のシェア確保による販売量の拡充で収益力の向上を図ります。

上記を通じてカーボンニュートラルを指向し、持続可能な社会実現に貢献する業界のリーディングカンパニーであり続けます。

連結経常利益30億円超を安定的に上げられる会社を目指します。

④ 中期経営計画の骨子

<国内ドラム事業>

- ・ 基盤整備のための設備投資の着実な実行
- ・ 大規模IT投資（“DX”推進、2023年度内に稼働予定）
- ・ 老朽化の著しい川崎工場を皮切りに（2023年度内に着工予定）大規模なリフレッシュ工事を実施

<中国ドラム事業>

- ・ 華東地区事業の選択と集中による再構築
- ・ 数量増（500万缶超え）とコストダウンにより一層の収益力向上

<高圧ガス容器事業>

- ・ 蓄圧器用水素容器の売上拡大
- ・ 小型複合容器は、従来の在宅医療用酸素容器に加え水素燃料電池ドローン向け等、マイクロモビリティ用途にも事業規模を拡大
- ・ 事業全体の経常利益の早期黒字化を目指す

⑤ 経営課題（戦略目標）

- 1) 持続可能な社会の実現への貢献
～脱炭素・水素社会実現を目指して～
- 2) 変動する経営環境の中での収益性の確保と持続的成長
- 3) 従業員が前向きに明るく働ける環境作り

⑥ 業績目標

	2020年度実績	中期経営計画 (2024年度目標)	10年後のありたい姿 (2030年度)
ドラム缶販売数量	8,816千缶	10,000千缶	経常利益 30億円超
売上高	275億円	300億円	
経常利益	24.4億円	27.0億円	

⑦ 配当方針

当社は株主の皆様に対する利益還元的重要性と成長戦略実行のための内部留保の確保とを総合的に判断して安定的に配当を実施していく方針であります。配当額の算定に当たっては配当性向30%程度を参考にいたします。

【2020年度実績と第6次中期経営計画】

<経営指標達成状況>

	2020年度	
	実績	中期経営目標
① ドラム缶販売数量	8,816千缶	11,000千缶
② 売上高	275億円	320億円
③ 経常利益	24.4億円	30.0億円

	2018～2020年度	
	実績	中期経営目標
① 設備投資・修繕費	中期経営計画通り	2015～2017年度実績比 50%増
② 研究開発費		

(4) 財産及び損益の状況

区 分		第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度	第60期 2020年度
売	上 高 (百万円)	30,763	30,546	29,759	27,467
内訳	ド ラ ム 缶 (百万円)	30,468	30,302	29,402	27,273
	高 圧 ガ ス 容 器 (百万円)	294	243	357	194
経	常 利 益 (百万円)	2,723	2,453	2,507	2,437
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	1,953	1,718	1,674	1,831
1株当たり当期純利益		682円02銭	600円04銭	584円91銭	639円53銭
純	資 産 (百万円)	27,227	28,021	29,078	30,550
総	資 産 (百万円)	38,452	38,352	38,626	39,965

(注) 2017年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施したため、第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 主な事業内容 (2021年3月31日現在)

ドラム缶及び高圧ガス容器の製造・販売を主要な事業としております。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都千代田区	堺 工 場	堺市堺区
大 阪 支 社	大阪市西区	水 島 工 場	倉敷市
千 葉 工 場	千葉市中央区	ガ ス 容 器 工 場	川崎市川崎区
川 崎 工 場	川崎市川崎区		

② 子会社の主要な事業所

会 社 名	本 社 所 在 地
J F E 協 和 容 器 株 式 会 社	新潟市東区
J F E ド ラ ム サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都千代田区
杰 富 意 金 属 容 器 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (浙 江) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (江 蘇) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (重 慶) 有 限 公 司	中華人民共和国

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

企業集団の使用人数

事 業 区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
ド ラ ム 缶 部 門	577名	+11名
高 圧 ガ ス 容 器 部 門	19名	+2名
管 理 ・ 間 接 部 門	49名	+3名
合 計	645名	+16名

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

J F E ホールディングス株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の59.6%を保有する親会社であります。また J F E スチール株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の54.2%を保有する親会社であり、当社は J F E グループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。当社は商社を経由して J F E スチール株式会社より鋼板を仕入れ、産業用容器を製造しております。

親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、親会社であるJFEスチール株式会社のグループリスク管理の観点から定められた手続きを実施しておりますが、取締役会では当社独自の意思決定を行っており、事業遂行体制も独自に構築しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (当社議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
J F E 協 和 容 器 株 式 会 社	40百万円 (100.0%)	各種鋼製容器の製造・販売
J F E ドラムサービス株式会社	35百万円 (100.0%)	鋼製ドラム缶の販売
杰富意金属容器（上海）有限公司	10百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（浙江）有限公司	24.44百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（江蘇）有限公司	10.13百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（重慶）有限公司	18.78百万米ドル (75.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	536
三井住友銀行（中国）有限公司	249
みずほ銀行（中国）有限公司	118
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
株式会社西日本シティ銀行	100

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 株式数 発行済株式の総数 2,867,500株（自己株式4,316株を含む。）

(2) 株主数 1,228名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数 (千株)	持 株 比 率 (%)
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,548	54.07
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	321	11.24
J F E 商 事 株 式 会 社	153	5.36
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	126	4.40
京 極 運 輸 商 事 株 式 会 社	63	2.22
J F E コ ン テ イ ナ ー 社 員 持 株 会	36	1.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25	0.89
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT	22	0.78
山 口 淳 一	20	0.71
日 新 容 器 株 式 会 社	17	0.62

(注) 持株比率は、自己株式（4,316株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 長	那 須 七 信	杰富意金属容器（上海）有限公司董事長 杰富意金属容器（浙江）有限公司董事長 杰富意金属容器（江蘇）有限公司董事長 杰富意金属容器（重慶）有限公司董事長
取 締 役 （常務執行役員）	吉 田 直 人	
取 締 役 （常務執行役員）	木 原 幹 人	
取 締 役 （ 執 行 役 員 ）	村 上 伸 二	
取 締 役	平 田 善 久	
取 締 役	尾 関 政 達	GMOあおぞらネット銀行社外取締役
監 査 役（常勤）	今 井 賢 一 郎	
監 査 役	宮 城 順 一	
監 査 役	原 守 良	J F E スチール株式会社薄板輸出部長
監 査 役	高 橋 俊 彦	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 取締役兼常務執行役員

- (注) 1. 取締役平田善久、尾関政達の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮城順一、高橋俊彦の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役尾関政達氏及び監査役高橋俊彦氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役平田善久、尾関政達の両氏及び監査役宮城順一、原 守良、高橋俊彦の3氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 2020年6月23日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって取締役大崎恭紀、岡部隆、三浦浩行の3氏が退任しました。

6. 2021年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長	那 須 七 信	C E O
常 務 執 行 役 員	吉 田 直 人	業務本部長、営業本部担当
常 務 執 行 役 員	木 原 幹 人	技術・生産本部長（技術部）、中国事業本部担当
執 行 役 員	三 浦 浩 行	技術・生産本部副本部長（安全防災室、I T・設備技術室、東日本製造技術室、西日本製造技術室、千葉工場、川崎工場、堺工場、水島工場）
執 行 役 員	村 上 伸 二	企画本部長、中国事業本部担当補佐
執 行 役 員	関 口 勲	高圧ガス容器事業本部長
執 行 役 員	堂 北 秀 和	営業本部長
執 行 役 員	大 木 健 一	中国事業本部長、 杰富意金属容器（上海）有限公司総経理、 杰富意金属容器（浙江）有限公司総経理

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金引当額	
取 締 役	121百万円	94百万円	12百万円	13百万円	9名
監 査 役	19百万円	15百万円	2百万円	1百万円	2名
計 (うち社外役員)	140百万円 (10百万円)	110百万円 (10百万円)	14百万円 (—)	15百万円 (—)	11名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第42回定時株主総会において月額2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の第33回定時株主総会において月額3百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結経常利益であり、その実績は、24億37百万円でありま

す。当該指標を選択した理由は、経常利益は経営活動の全般の利益を表わすものであり、連結経営指標として重要であると判断しているためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、30%を上限として業績に応じた率を乗じて算定しております。

5. 監査役4名のうち2名は無報酬であります。
6. 上記のほか、2020年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して41百万円支給しております。また、取締役退任後執行役員を継続する退任取締役1名に対して5百万円を執行役員退任時に支払う予定であります。
7. 「当事業年度については、2021年2月25日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長那須七信に対して、取締役の賞与、退職慰労金功労加算の決定を委任しております。委任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の役位、業績、職責について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容及び額を導き出す過程の合理性等をはじめとする報酬等の決定に関する事項について多角的な観点から審議を行い、当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、業績との連動を強化し企業価値の継続的向上を図るものであること、ならびに報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としております。

2. 当社取締役の個人別の基本報酬の額の決定に関する方針

基本報酬は、各取締役の役位にもとづき、その基本となる額を設定し、毎月支給しております。

また退職慰労金については、株主総会の決議にもとづき、役員退職慰労金規程において役位毎に定める退職金基準月額に在任期間を乗じた総和を取締役退任時に支給しております。

3. 当社取締役の業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬として各取締役に支給する賞与は、基本報酬の30%以内としております。連結業績、中期経営計画の目標達成度にもとづき賞与支給総額を取締役会にて決定し、株主総会にて決議いたします。その個人別の額は、役位、業績、職責をもとに代表取締役社長が決定し、株主総会決議後に年1回支給しております。なお、社外取締役には、独立した客観的な立場から経営の監督を行う役割に鑑み、賞与は支給しません。

また、退職慰労金の功労加算については、株主総会の決議にもとづき、個人の当社業績への功労を評価し退職慰労金の20%以内の範囲で代表取締役社長が決定し、支給することがあります。

4. 当社取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は取締役の賞与、退職慰労金功労加算としております。

4. 社外取締役及び社外監査役に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	平田善久	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。企業経営者として培われた豊富な知識・経験に加え、長きにわたり鉄鋼設備技術者としての見地から、工場への視察等を実施し、取締役会では特に設備投資の妥当性・改善策や設備の管理の状況について積極的かつ的確な提言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	尾関政達	2020年6月23日就任以降に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。日本銀行および大手金融機関における勤務経験により、金融業界やITシステム分野における専門の見地から取締役会では特に財政分野やITシステム案件などについて積極的かつ的確な提言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	宮城順一	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席し、中立的かつ客観的な観点から適宜当社の経営上の有用な指摘発言を行っています。
監査役	高橋俊彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、また監査役会14回のうち12回出席し、中立的かつ客観的な観点から適宜当社の経営上の有用な指摘発言を行っています。

(2) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	当社との関係
取締役	平田善久	なし	—
取締役	尾関政達	GMOあおぞらネット銀行社外取締役	—
監査役	宮城順一	なし	—
監査役	高橋俊彦	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 取締役兼常務執行役員	鋼材購入窓口の商社

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 32百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載していません。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号に掲げられている体制（内部統制システム）の整備方針について、取締役会にて以下の通り決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規則など社内規程にしたがい、法定事項を含む一定の重要事項は取締役会で審議の上、決定致します。
- (2) 業務執行は、代表取締役社長のもと当社取締役会の審議・決定に基づき執行致します。そのような審議・決定に附されない案件・事項については、執行役員規程・業務分掌規程・管理職職務権限規程に基づき執行致します。
- (3) 倫理法令遵守を目的とする委員会（CSR委員会）を設置し、総務部が倫理法令遵守を所管するものとし、倫理法令遵守のための取り組みを行います。
- (4) 当社独自にあるいはJFEスチール・グループの法令周知部会を通じて、法令の制定、変更をフォローするとともに、適宜、当社体制もしくは諸規程・規則の見直しを行い、又は当社事業活動に反映致します。
- (5) 法令及び文書保存規程にしたがい、取締役会議事録、重要事項に係る決裁書など一定の重要文書等は保存管理致します。
- (6) 一定金額以上の設備投資又は事業投融資など重要案件については、当社取締役会で審議の上、決定致します。
- (7) 業務執行において、取締役及び執行役員が代表取締役の指揮指導の下、代表取締役社長又は担当取締役がリスク管理上の課題を洗い出すことに務め、個別の重要なリスク課題については必要な都度、取締役会で審議致します。
- (8) 当社はJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての倫理法令遵守、損失危険管理、財務報告・情報開示などの体制に組み込まれております。そのため、一定重要事項について親会社と事前に協議する他、倫理法令遵守につき親会社が設置するコンプライアンス委員会からの注意喚起及び同委員会への報告、財務報告・情報開示におけるJFEグループ所属会社としての検討を実施致します。

2. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は企業集団経営に関する一定の重要事項、当社子会社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、当社の機関決定・当社への報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続き等を定め、審議・決定し、又は報告を受けるものと致します。

- (2) 当社は当社及び当社子会社の倫理法令遵守体制整備のため、倫理法令遵守を目的とする委員会を設置致します。当委員会は、当社及び当社子会社の倫理法令遵守に関する基本方針及び重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督致します。当社の子会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備致します。
- (3) 当社は、当社及び当社子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が従業員等から経営トップに伝わる制度（企業倫理ホットライン）を、当社及び当社子会社の従業員等も利用者として整備し、適切に運用致します。
- (4) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社及び当社子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令及び定款の遵守状況について監査致します。
- (5) 当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するための体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備致します。

3. 監査役の活動を保障するための体制

- (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項及びその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務を補助する使用人配置の要請があったときには、監査役と協議の上、配置致します。当該使用人の選任、異動、評価及び懲戒は監査役会による事前の同意を経ることなしには実施致しません。当該使用人は、監査役の指揮・命令に従うものと致します。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - (7) 監査役が、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席し、報告を受けられるように致しております。
 - (4) 取締役、執行役員及び使用人は必要に応じ又は監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社及び当社子会社に関する事項に関する重要なものを含む。）を報告致します。当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じ又は監査役の要請に応じ監査役に対して職務の執行状況を報告致します。
 - (5) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報又は相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告致します。監査役への報告については、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保致します。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものであれば前払い又は償還に応じます。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (7) 監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定めており、組織的かつ実効的な監査体制の構築に努めております。
 - (1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力致します。
 - (7) 監査役は、会計監査人、内部監査室等の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図っております。

当社は、上記方針に基づき、以下の通り運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則として1回/月開催され、十分な審議時間を確保して運営されております。取締役は特段の事情がない限り出席しております。
- (2) 取締役会は、短期及び中期の経営計画を審議し決定しております。
- (3) 重要な投融資案件については、取締役会において決定及び進捗管理報告がなされております。経営上の重要なリスクとなり得る事象についても、取締役会に適時に報告されております。
- (4) 損益状況その他重要事項については、子会社を含めて定期的に報告されております。
- (5) CSR委員会が定期的に開催され、労働安全衛生、事業継続、提供する製品・サービスの品質確保、地域環境の保全、不公正取引の防止、労働時間管理等、法令遵守を含む企業の社会的責任に属する事項について活動を点検しております。
- (6) 企業倫理ホットラインを、会社から独立した第三者の窓口に設けて運用しております。

2. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 各連結子会社には、当社が推薦する代表取締役及び取締役が選任されております。
- (2) 各連結子会社からは、操業報告及び経営成績報告を毎月受けております。
- (3) 各連結子会社からは、短期経営計画の報告を年に1回受けております。重要な投融資について、同時に報告を受けております。
- (4) 重要なリスクとなり得る事象については、各連結子会社から適時に報告を受けております。
- (5) 財務報告に係る内部統制の手續きに則り、当社の内部監査室が重要性に応じて各連結子会社の基礎データを点検し、一次証憑を含む資料を検証しております。

- (6) 監査役は重要な連結子会社の監査役を兼務し、それらの子会社の情報を直接入手しております。また、定期的に現地監査を実施しております。

3. 監査役の活動を保障するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長が出席する会議のほぼすべてについて出席し、内容を把握しております。
- (2) 監査役は当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び使用人から、適宜報告を受けております。真にやむをえない事情がある場合を除き、要望されたすべての資料は監査役に提供されています。
- (3) 監査役は年間の計画を作成し、各部署及び連結子会社の現地監査を実施しておられます。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社であるJFEスチール株式会社は、当社株式の約54%を保有する安定株主であります。このため、当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

-
- (注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱い、金額及び株式数については、18ページ～19ページに記載の【第7次中期経営計画】の⑥業績目標および【2020年度実績と第6次中期経営計画】の<経営指標達成状況>は四捨五入、その他は切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産		流動負債	
現金及び預金	872,763	支払手形及び買掛金	4,440,555
預 け 金	7,644,800	短期借入金	1,253,362
受取手形及び売掛金	11,714,769	未払法人税等	492,310
商品及び製品	249,365	未払消費税等	160,281
仕 掛 品	159,796	役員賞与引当金	14,620
原材料及び貯蔵品	1,830,052	そ の 他	1,462,969
そ の 他	858,741	流動負債合計	7,824,099
貸倒引当金	△1,933	固定負債	
流動資産合計	23,328,356	役員退職慰労引当金	50,340
固定資産		執行役員退職慰労引当金	6,750
有形固定資産		P C B 処理引当金	49,090
建物及び構築物	2,041,047	退職給付に係る負債	1,420,038
機械装置及び運搬具	4,708,449	資産除去債務	19,900
土 地	6,472,896	そ の 他	44,057
建設仮勘定	125,691	固定負債合計	1,590,175
そ の 他	92,475	負債合計	9,414,275
有形固定資産合計	13,440,560	(純資産の部)	
無形固定資産	431,507	株 主 資 本	
投資その他の資産		資 本 金	2,365,000
投資有価証券	1,756,777	資 本 剰 余 金	4,649,875
繰延税金資産	530,725	利 益 剰 余 金	21,700,499
退職給付に係る資産	313,963	自 己 株 式	△12,439
そ の 他	167,038	株主資本合計	28,702,934
貸倒引当金	△3,755	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	2,764,750	その他有価証券評価差額金	152,900
固定資産合計	16,636,818	為替換算調整勘定	256,188
資産合計	39,965,174	退職給付に係る調整累計額	△39,198
		その他の包括利益累計額合計	369,890
		非支配株主持分	1,478,074
		純資産合計	30,550,899
		負債純資産合計	39,965,174

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科	目	金	額
		千円	千円
売	上		27,467,615
売	上		20,901,099
売	上		6,566,516
販	費		4,364,402
営	業		2,202,114
営	業		
	受		12,199
	受		14,834
	受		102,787
	持		123,213
	補		78,983
	そ		51,690
営	業		383,710
	支		41,556
	固		43,253
	固		5,869
	そ		57,875
経	常	利	2,437,269
特	別	利	益
	退		141,437
	投		105,898
	固		70,407
	受		19,411
特	別	損	337,155
	固		128,114
税	金	等	2,646,310
	法		787,112
	法		9,612
当	期	純	1,849,585
	非		18,421
親	会	社	1,831,163
	株		
	主		
	に		
	帰		
	属		
	す		
	る		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	2,365,000	4,649,875	20,334,624	△11,753	27,337,746
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△465,288		△465,288
親会社株主に帰属する当期純利益			1,831,163		1,831,163
自己株式の取得				△686	△686
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,365,875	△686	1,365,188
2021年3月31日残高	2,365,000	4,649,875	21,700,499	△12,439	28,702,934

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	139,255	184,832	△27,426	296,661	1,444,266	29,078,674
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△465,288
親会社株主に帰属する当期純利益						1,831,163
自己株式の取得						△686
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,644	71,356	△11,771	73,228	33,807	107,036
連結会計年度中の変動額合計	13,644	71,356	△11,771	73,228	33,807	1,472,224
2021年3月31日残高	152,900	256,188	△39,198	369,890	1,478,074	30,550,899

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

J F E コンテナー株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J F E コンテナー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J F E コンテナー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	8,662	買掛金	3,892,981
預け金	7,644,800	短期借入金	750,000
受取手形	1,691,450	未払費用	735,438
売掛金	7,348,690	未払法人税等	334,881
商品及び製品	109,724	未払消費税	463,668
仕掛品	121,146	前受り金	141,269
原材料及び貯蔵品	1,325,799	預り金	2,721
前払費用	47,183	役員賞与引当金	19,290
未収入金	55,563	その他引当金	14,620
その他	3,142	流動負債合計	27,255
流動資産合計	18,356,163	固 定 負 債	6,382,128
固 定 資 産		退職給付引当金	1,240,444
有 形 固 定 資 産		役員退職慰労引当金	40,020
建物	630,367	執行役員退職慰労引当金	6,750
構築物	39,190	P C B 処理引当金	49,090
機械及び装置	2,031,437	資産除去債務	19,900
車輜運搬具	1,768	その他	27,718
工具・器具及び備品	60,789	固 定 負 債 合 計	1,383,923
土地	6,472,896	純 資 産 (株 主 資 本)	
建設仮勘定	107,013	資本金	2,365,000
有形固定資産合計	9,343,463	資本剰余金	4,649,875
無 形 固 定 資 産		資本準備金	4,649,875
ソフトウェア	69,316	利益剰余金	454,252
その他	41,032	利益準備金	39,382
無形固定資産合計	110,349	その他利益剰余金	8,710
投資その他の資産		固定資産圧縮積立金	8,710
投資有価証券	349,126	圧縮特別勘定積立金	6,015,000
関係会社株式	1,347,650	別途積立金	13,941,026
関係会社出資金	4,930,280	繰越利益剰余金	20,004,118
長期前払費用	12,653	その他利益剰余金	20,458,370
繰延税金資産	467,481	利益剰余金合計	△12,439
その他	434,960	自 己 株 式	27,460,805
貸倒引当金	△3,755	株主資本合計	27,460,805
投資その他の資産合計	7,538,398	評価・換算差額等	121,516
固 定 資 産 合 計	16,992,210	その他有価証券評価差額金	121,516
資 産 合 計	35,348,374	評価・換算差額等合計	121,516
		純 資 産 合 計	27,582,322
		負 債 純 資 産 合 計	35,348,374

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	19,513,019
売上原価	14,274,208
売上総利益	5,238,810
販売費及び一般管理費	3,151,786
営業利益	2,087,024
営業外収益	
受取利息	4,066
受取配当金	131,054
受取賃貸料	113,537
雇用調整助成金	44,255
その他	9,215
営業外費用	
支払利息	2,368
固定資産賃貸費用	48,121
その他	15,722
経常利益	2,322,940
特別利益	
退職給付制度改定益	141,437
投資有価証券売却益	105,898
固定資産売却益	70,407
受取保険金	19,411
税引前当期純利益	2,660,096
法人税、住民税及び事業税	746,866
法人税等調整額	61,546
当期純利益	1,851,682

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	2,365,000	4,649,875	454,252	18,617,724	19,071,976	△11,753	26,075,098
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△465,288	△465,288		△465,288
当期純利益				1,851,682	1,851,682		1,851,682
自己株式の取得						△686	△686
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,386,394	1,386,394	△686	1,385,707
2021年3月31日残高	2,365,000	4,649,875	454,252	20,004,118	20,458,370	△12,439	27,460,805

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	123,691	123,691		26,198,789
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△465,288
当期純利益				1,851,682
自己株式の取得				△686
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,174	△2,174		△2,174
事業年度中の変動額合計	△2,174	△2,174		1,383,532
2021年3月31日残高	121,516	121,516		27,582,322

(注) その他利益剰余金の内訳

	固定資産 圧縮積立金	圧縮特別勘定 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
	千円	千円	千円	千円	千円
2020年4月1日残高	21,844		6,015,000	12,580,879	18,617,724
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△465,288	△465,288
固定資産圧縮積立金の積立	28,121			△28,121	0
固定資産圧縮積立金の取崩	△10,584			10,584	0
圧縮特別勘定積立金の積立		8,710		△8,710	0
圧縮特別勘定積立金の取崩					
当期純利益				1,851,682	1,851,682
事業年度中の変動額合計	17,537	8,710	—	1,360,146	1,386,394
2021年3月31日残高	39,382	8,710	6,015,000	13,941,026	20,004,118

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

J F E コンテナー株式会社

取締役会 御中

**E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所**

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J F E コンテナー株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、本年度は新型コロナウイルスの影響下出張の自粛や海外渡航の制限を受け、国内事業所・子会社および海外子会社の監査について、当社のテレビ会議システムも活用して実施いたしました。
- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、それら子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ③ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引（会社法施行規則第118条5号イ及びロに掲げる事項）については、その内容について確認いたしました。
- ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について監査、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び内部統制体制の整備・運用に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引に関して、指摘すべき事項は認められません。当社は、親会社より鋼板を仕入れておりますが、取引は商社を介し市場価格で行っていることから、当社の利益を害さないように留意しているものと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

J F E コンテナ 株式会社 監査役会
監査役（常勤） 今 井 賢一郎 ㊟
監 査 役 宮 城 順 一 ㊟
監 査 役 原 守 良 ㊟
監 査 役 高 橋 俊 彦 ㊟

(注) 監査役宮城順一、高橋俊彦は社外監査役であります。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場へのご案内

会場 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 3F「白鳥」



〔最寄駅〕

- ・ JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口（東京駅寄りの改札）より徒歩5分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B1出口より徒歩5分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」1番、2番出口より徒歩5分

〔お願い〕

お手荷物は1階クロークにお預けください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。